

矢巾町いじめ防止基本方針



平成 26 年 7 月

矢 巾 町

目 次

はじめに	3
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 法が規定するいじめの防止等への組織的対応	4
(1) 基本方針の策定	4
(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(3) 附属機関の設置	4
(4) いじめの防止等の対策のための組織の設置	4
(5) 学校の設置者又はその設置する学校による重大事態への対処	4
(6) 地方公共団体の長による重大事態への対処	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 矢巾町いじめ防止基本方針策定の目的	4
4 いじめの防止に向けたそれぞれの役割	5
(1) 行政として（町・町教育委員会として）	5
(2) 学校として	5
(3) 保護者として	5
(4) 子どもとして	5
(5) 地域として	5
5 いじめの定義等	6
(1) いじめの定義	6
(2) いじめの態様	6
(3) 「けんか、からかい」と「いじめ」の区別	7
6 いじめの理解	7
7 いじめの防止等に関する基本的な考え方	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対処	9
(4) 家庭や地域との連携	9
(5) 関係機関との連携	9
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1 いじめの防止等のために町（町教育委員会を含む）が実施する施策	9
(1) 「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」の設置	9
(2) 「矢巾町いじめ問題対策委員会」の設置	10
(3) 町（教育委員会を含む）が実施する施策	10
ア いじめの防止	10
イ いじめの早期発見	11
ウ いじめに対する措置	11
エ 学校評価の留意点	11
オ 学校運営改善の支援	11
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	12
(2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	12
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	13
ア いじめの防止	13
イ いじめの早期発見	14
ウ いじめへの対処	15
エ 家庭や地域との連携	16
オ 関係機関との連携	17

3 重大事態への対処	17
(1) 重大事態の意味	17
(2) 重大事態の報告	18
(3) 教育委員会又は学校による調査	18
(4) 重大事態発生時の対応フロー図	20
(5) 調査結果の提供及び報告	20
4 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	21
(1) 再調査	21
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	22
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	22
1 基本方針の見直しの検討	22
2 県・県教育委員会との連携	22
資料1 いじめ防止対策推進法	23
資料2 いじめ防止対策推進法関係	26
資料3 学校教育法関係	26
資料4 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き	27
はじめに	27
1 危機対応の態勢	27
2 遺族へのかかわり	28
3 情報収集・発信	29
4 保護者への説明	30
5 心のケア	30
6 学校活動	31
6-1 学校再開の準備	31
6-2 クラスでの伝え方	31
6-3 クラスでの喪の過程	32
簡易チェックリスト	32
おわりに	32

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

矢巾町では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と児童生徒、児童生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

そこで、矢巾町は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」に基づき、さらには「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針（以下「県基本方針」という。）」を参考に、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「矢巾町いじめ防止基本方針（以下「矢巾町基本方針」という。）」を策定する。

この矢巾町基本方針では、いじめの防止等の取組を、学校・家庭・地域住民その他の関係者との連携の下、町全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針とするものである。

矢巾町立小・中学校においては、矢巾町基本方針が示す教育委員会の取組等、町が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ問題への対策のための組織」を設置するとともに、迅速かつ適切にいじめの問題等に対処する。

なお、この矢巾町基本方針一つでいじめ防止等のための対策を十分理解することができるように、いじめ防止対策推進法の条文を掲載するとともに、国・地方の基本方針からの引用を多くし、加えて「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」も掲載した。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 法が規定するいじめの防止等への組織的対応

(1) 基本方針の策定

国、地方公共団体、学校は、それぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する。(法第11条～第13条)

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。(法第14条第1項)

(3) 附属機関の設置

教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「附属機関」を置くことができる。(法第14条第3項)

(4) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。(法第22条)

(5) 学校の設置者又はその設置する学校による重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(法第28条)

(6) 地方公共団体の長による重大事態への対処

地方公共団体の長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。(法第29条～第32条第2項)

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての子どもに関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

子どもは人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して生活できる。しかし、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となり、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。

このことから、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分理解できるようにするとともに、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものである。

3 矢巾町いじめ防止基本方針策定の目的

矢巾町基本方針は、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域など、町民がそれぞれの役割を自覚し一丸となって進め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への

対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

4 いじめの防止に向けたそれぞれの役割

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめが起きない・いじめを許さない風土づくりに努める。また、いじめは「未然防止・早期発見・早期対応」が重要という姿勢で、町（町教育委員会を含む）、学校、家庭や地域、関係機関等と連携を図り、町全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る取組を進めていくものとする。

(1) 行政として（町・町教育委員会として）

- ア いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講ずる。
- エ 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめの防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 学校として

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう、指導、支援する。
- ウ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、副校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人一人の状況の把握に努める。

(3) 保護者として

- ア どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- イ 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ウ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

(4) 子どもとして

- ア 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

(5) 地域として

- ア 町民は、矢巾町の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- イ 子どもの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、

- 関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ウ 町民は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。
- エ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

5 いじめの定義等

(1) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本町はこれを踏まえて取り組むものとする。

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが重要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定するケースが多々あることを踏まえ、該当する子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなど「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

ただし、このことは、いじめられた子どもの主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子どもや、塾やスポーツクラブ等該当する子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、該当する子どもと何らかの人的関係を指す。

また、「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいたが、該当の子どもがそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる子ども本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った子どもに対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った子どもに悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様については様々考えられるが、例えば以下のようなものがある。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・ 存在を否定される。
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。

- ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・ 遊ぶふりをして叩かれる。
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 脅され、お金を取られる。
 - ・ 鞆、靴や教科書等を隠されたり、盗まれたりする。
 - ・ 靴に画鋸やガム等を入れられる。
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 万引きやかつあげを強要される。
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- カ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) 「けんか、からかい」と「いじめ」の区別

形式的に区別することは危険なことでもあるが、次のように考える。

ア けんか

「けんか」とは、意思疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされるため、自分の思い、利益が遂げられることにより相手との関係は修復される。「仲良くなりたい」「気持ちをわかってほしい」という気持ちが根底にあるので、徹底的に相手に打撃を与えることを目的とせず、どれだけかかっていても、どちらかが歩み寄れば関係が修復されるものである。

イ からかい

「からかい」は、仲の良い友達同士にも見られ、対等な関係であり、からかわれた子どもが傷つかないという原則がある。相手が傷ついたことに気付いたら、言った側は、自分の行いを改め、過剰に追い詰めることはしない。「和気藹々」と表現されるように、親しい友だちだからこそ優しいからかいの応酬ができるものである。

ウ いじめ

「いじめ」は、相手が「負け」を認めているにもかかわらず、執拗に特定の子をあざけり、攻撃する。いじめは、相手に精神的な苦痛を与えることを目的として行うため、相手が苦痛を感じていることに喜びを感じている。だから、この行為は継続しエスカレートしていくものである。

6 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。

また、「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることに注意する必要がある。

平成25年7月の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ、無視、陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった子どもは1割程度、加害経験をまったく持たなかった子どもも1割程度であり、多くの子どもが入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

また、発達障がいのある子どもや特別支援学級に在籍している子どもがいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの子どもについては、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、該当する子ども自身が相手が嫌がっているということ自体を理解する認識をもちにくいこともある。これらの点に十分に留意する必要がある。

7 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本町においては、いじめにおいて、「子どもを加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」の考え方を基本に、「早期発見・早期対応が重要」という姿勢で、「地域とともにある学校づくり」を進めながら、町(町教育委員会を含む)、学校、家庭や地域、関係機関などの連携により取り組むものとする。

(1) いじめの防止

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあっても、いじめは、いじめられる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせることが重要である。

一方、いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもって、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に、子どもをいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

いじめの問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる子どもへの働きかけと意識付けが何より大切であり、子ども自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示すことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

このため、学校の教育活動全体を通じ、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。さらに、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これに加えて、いじめの問題への取り組みの重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢を持って、学校と一体となった取組を推進することが必要である。

いじめの防止においては、以上を踏まえ、「子どもを加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」の考え方を基本として、取組を進めるものである。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行わ

れることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のためには、子どものささいな変化に気付く力を高めることや、いじめの可能性があると感じたら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで子どもを見守ることが必要である。

いじめの早期発見においては、以上を踏まえ、「早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、取組を進めるものである。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

(4) 家庭や地域との連携

家庭では、温かな人間関係の中で、子どものいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

地域では、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、規範意識を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた子どもの現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。なお、PTAの会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合には、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働できる体制を構築する。

本町においては、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともにある学校経営の推進」を基盤にして、取組を進めるものである。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や町教育委員会においていじめた子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、県教育委員会等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても子どもへ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために町（町教育委員会を含む）が実施する施策

(1) 「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

町教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関等の連携を図るため、「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会（以下「町連絡協議会」という。）」を設置する。その構成員は、学校、町教育委員会（学務課・教育研究所）、町子育て支援センター、町PTA連合会、スクールカウンセラー、人権擁護委員、紫波警察署、矢巾交番、その他の関係者とする。

「町連絡協議会」は、以下の事項についての協議を行う。

- ア いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること。
- イ 学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること。
- ウ 啓発事業その他必要な事項に関すること。

また、県が設置する「岩手県いじめ問題対策連絡協議会（以下「県連絡協議会」という。）」との連携を図るものとする。

（２）「矢巾町いじめ問題対策委員会」の設置

町教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、その必要が認められる場合、「矢巾町いじめ問題対策委員会」を設置する。

この「矢巾町いじめ問題対策委員会」は、専門的な知識及び経験を有する、学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士等で組織し、公平性、中立性が確保されるよう努める。

なお、法第28条に規定する重大事態に係る調査を、学校の設置者として町教育委員会が行う場合、この対策委員会を、調査を行う組織とする。

「矢巾町いじめ問題対策委員会」は、主に次の内容を担うものとする。

- ア いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
- イ 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ウ 学校におけるいじめの事案について、町教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。
- エ 重大事態が発生した場合における質問票の活用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。

（３）町（町教育委員会を含む）が実施する施策

ア いじめの防止

- ・ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 町教育研究所をいじめ相談の窓口として周知を図り、広く相談体制の整備と充実を図る。
- ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会の連携を強化する。
- ・ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、保護者、家庭への支援を行う。
- ・ 学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できる者などの人材に係る情報提供を行う。
- ・ 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- ・ 子どもが、命の尊さを学び、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育むため、復興教育に取り組み、地域の状況等を踏まえた防災教育の推進を図る。
- ・ 障がいの有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して障がい者に対する理解の促進を図るとともに、障がいのある子どもに対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。
- ・ 各学校において、PTA等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール

利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための子どもへの情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図る活動を推進する。

- 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。

イ いじめの早期発見

- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を行う。
- 町教育委員会におけるいじめに関する相談・通報の窓口について明確化し、町教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、子どもや保護者、教職員、町民へ必要な周知を図る。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめの対応の在り方、その他いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止のための対策を実施する。
- インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察からの助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。
- いじめの実態把握、早期発見・対応等を図るため、全校の子どもに対しアンケート方式によるいじめ実態把握調査を年複数回実施し、さらに、第2次調査として個人面談等を行い、実態把握に努める。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 子どもからの相談に応じる者及び子どもの保護者は、子どもからいじめに係る相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、該当する子どもが在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるよう啓発する。

ウ いじめに対する措置

- 町教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたときには、必要に応じて指導・助言を行うとともに、指導主事等の派遣による支援、必要な調査等を行うとともに、状況に応じてスクールカウンセラーの派遣要請を行うなど、いじめの解決のための対応に当たる。
- いじめを行った子どもの保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき該当する子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる場合がある。
- いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合には、町教育委員会が学校相互間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめ解決の対応を進める。
- 子ども及び保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

エ 学校評価の留意点

- 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、子どもや地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

オ 学校運営改善の支援

- 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、教職員の多忙化解消に取り組むとともに、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用により、いじめの問題を含め、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、町教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国基本方針、県及び矢巾町基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めることが必要である。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」などを主な項目として、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために、「教職員は何をするのか」、「保護者・地域はどう協力するのか」、「関係機関とどう連携するのか」を示すなど、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

また、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

イ 留意事項

- 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方にも必ず参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにする。また、子どもの意見も取り入れ、いじめの防止等について、児童会活動や生徒会活動など子どもの主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- 学校基本方針は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく実効性のある内容とする。そのためには、学校基本方針に、未然防止から対処に至る一連の取組や計画、取組を実施する組織、さらには関係機関等との連携などについて、学校の実態や実情を踏まえて盛り込む。
- より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを、法第22条の組織を中心に点検し必要に応じて見直す、PDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

(2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための「組織」を置くものとする。なお、組織の名称は各学校の判断によるものとする。

当該組織の構成員は、基本的に、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員などの構成により、内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

なお、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応することも考慮する。

当該組織は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には次のような役割が考えられる。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- 各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画通りに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルで検証する。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるように、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。

- ・ なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により組織を設置し、調査を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・ 子どもや保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。
- ウ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・ 当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の子どもごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- エ いじめに組織的に対応するための中核としての役割
 - ・ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、町教育委員会と連携して、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしながら、次のような事項に留意し、具体的取組の例に掲げるような計画・取組などを基に創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

(ア) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための指導に取り組む。

未然防止の基本は、子どもが他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、日々の教育活動において、子どもに自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

なお、いじめを生まない学校づくりにおいて留意する点は、次のようなことが考えられる。

- ・ 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ・ 教師の指導力の向上

いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- ・ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- ・ 道徳的实践力を培う道徳教育の充実

いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。
- ・ 子どもの自己肯定感の育成

子どもと教職員及び子どもどうしの信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、子どもの発達の段階に応じて、自己肯定感を高める。

- 子どもの自己指導力の育成
児童会活動、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、子どもが自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。
- 家庭・地域、関係機関との連携強化
家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- 学校基本方針の周知
いじめ防止のための取組を、子ども、保護者、地域住民が理解し、協力して取組を進めるために、学校基本方針の周知を図る。
- 学校基本方針による取組の評価
学校は、学校基本方針による取組の状況について、学校評価の項目として新たに加え、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組む。

(イ) いじめの防止の具体的取組

いじめの防止の具体的取組の例としては、次のようなことが考えられる。

- いじめゼロに向けた子どもの主体的な取組を促進する。
児童会や生徒会等での討議により、目標設定や年間計画を策定の上、計画的な取組を促す。
- 道徳教育、防災教育、自分づくり教育など、学校教育活動を通して、子どものいじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進する。
学校としてのテーマを設定し、各教科・領域、学校行事等において、年間指導計画を策定の上、計画的・継続的な取組を行う。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。
学校独自の研修の企画、町教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による報告会の実施など、学校の実情やいじめの課題に応じた取組を計画し実施する。
- 発達障がい等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- 機会をとらえて「いじめゼロ・キャンペーン」などの啓発活動を行うなど、学校独自の取組を実施する。
児童会や生徒会、PTAや地域との共同実施等も含めて企画する。

イ いじめの早期発見

(ア) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、校長、副校長、生徒指導主事、学級担任等の役割を明確にしながら、日常的な子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、学校は、職員室内での情報交換を密にするとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもや保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

なお、早期発見のための措置としては、次のようなことが考えられる。

- 教職員による観察や情報交換
子どものささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。
- 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
子どもの生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。
- 教育相談体制の整備
校内に子どもや保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。
- 情報の収集子どもの悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関

係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ・ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

(イ) いじめの早期発見の具体的取組

いじめの早期発見の具体的取組の例としては、次のような点が考えられる。

- ・ 子どもの発するいじめのサインを見逃さないために、学校の実情に応じた教職員用のいじめの発見のための注意・チェック事項等を整理・作成する。
- ・ いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートなど、組織的な情報集約化のための基本的なルールなどを策定する。
- ・ 独自のアンケート調査の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施する。
- ・ 年に複数回行うとされている定期的な調査によるいじめの実態把握調査の実施後の対応の仕方、継続的な見守りなどの対応計画や体制づくりを推進する。
- ・ 子ども、保護者等毎に、いじめの相談体制を明確化し周知する。
- ・ 子どものいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための、教育相談週間を設定する。

ウ いじめへの対処

(ア) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた子どもを守り通すとともに、いじめた子どもに対しては、その子どもの人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめへの対処の留意点としては、次のようなことが考えられる。

- ・ いじめの発見や相談を受けたときの対応
いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。また、子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・ 組織的な対応
発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、校内の組織「いじめ対策委員会（仮称）」へ報告し、その情報を共有する。
- ・ いじめられた子ども及びその保護者への支援
いじめられている子どもから、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- ・ いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言
いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。
- ・ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。
- ・ 集団への働きかけ
「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。
- ・ 継続的な指導
いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・ ネット上のいじめへの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。また、必要に応じ警察等と適切な連携をとる。

(イ) いじめられた子どもへの対応及び支援

いじめられた子どもへの対応に当たっては、いじめられた子どもを守り通すという姿勢の下、保

護者と連絡の上、以下のような対応及び支援を講じていくことが必要である。

- ・ いじめられた子どもの心的な状況等を十分確認し、いじめられた子どもや情報を提供した子どもを守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・ いじめられた子どもにとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ・ いじめられた子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた子どもを別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた子どもが落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・ いじめられた子どもが、いじめた子どもとの関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の会を開くなどして、関係修復を図る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等に伝えるとともに、必要な支援を行う。

(ウ) いじめた子どもに対する措置

いじめた子どもに対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障がい特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ・ いじめたとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、学校は、教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ・ 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- ・ いじめた子どもが、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・ 子どもの個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、子どもに対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた子どもが自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(エ) いじめへの対処の具体的取組

いじめへの対処の具体的取組の例としては、次のようなことが考えられる。

- ・ いじめが疑われる場合に、聞き取りなどの事実確認の調査をはじめ、その後の対応、改善の指導など、学校としてのいじめに対する措置に係る事項を整理する。
- ・ 子どもの進学・進級や転学に当たっての適切な引継ぎ等ができるように、いじめの問題に関する指導記録を作成・保存する。

エ 家庭や地域との連携

(ア) 家庭との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。保護者は子どもの教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携の強化が重要である。

(イ) 地域との連携

子どもが日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、子どもに対して地域の取組などへの参加を促すことも有効である。

(ウ) 家庭や地域との連携の具体的取組

家庭や地域との連携の具体的取組の例としては、次のようなことが考えられる。

- ・ P T Aとの共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する説明会・研修会を企画・実施する。
- ・ 学校基本方針などについて、学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭と緊密に連携する。
- ・ 学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや学校ホームページ、地域における会議等で紹介することを通じて広報・啓発を図る。
- ・ いじめゼロに向けた子どもの育成をめざし、まなびフェストの目標として設定することを検討する。
- ・ 子どもが異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を企画・実施する。

オ 関係機関との連携

(ア) 関係機関との連携

学校も含めて子どもの日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、子どもの関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決に当たっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組むことも重要である。

(イ) 関係機関との連携の具体的取組

関係機関との連携の具体的取組の例としては、次のようなことが考えられる。

- ・ 学校警察連絡協議会やすすくネットワーク会議等を母体として、関係する警察署・交番等、子育て支援センター等との連絡窓口の紹介や情報交換などを行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ここでいう、「いじめにより」とは、各号に規定する子どもの状況に至る要因が該当する子どもに対して行われるいじめにあることを意味する。このことから、調査を必要とする重大事態の例としては、次のア～キがあげられる。

最初に、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、次のアからエのケースが想定される。

また、同項第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要であり、次のオ・カのケースが想定される。

さらに、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることが必要で、次のキのケースが想定される。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

オ 相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合

カ 子どもが一定期間連続して欠席している場合で、町教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する場合

キ 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生又は認知した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会はこれを町長に報告する。

(3) 教育委員会又は学校による調査

いじめが重大事態であると認められる場合、町教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 重大事態の調査の主体

重大事態の調査は、法28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本町においては、対象事案に応じて、次の区分に基づき、町教育委員会が判断する。なお、学校が主体となって調査を行う場合、町教育委員会は、必要な指導及び人的配置等の適切な支援を行う。また、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、町教育委員会が必要と認めるときは、町教育委員会の「矢巾町いじめ問題対策委員会」によって調査を行う。

イ 調査の主体と調査組織

(ア) 学校が主体となって調査を行う場合

a 対象事案

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

b 調査を行う組織

学校が調査の主体となる場合、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家や学校外の人を加えることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。なお、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員により調査を行う。

(イ) 町教育委員会が主体となって調査を行う場合

a 対象事案

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた子ども又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

b 調査を行う組織

町教育委員会が、矢巾町基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、その必要が認められる場合に設置する、「矢巾町いじめ問題対策委員会」を、学校の設置者として重大事態に係る調査を町教育委員会が行う場合、調査を行う組織とする。

ウ 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ

- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 子どもの人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することとする。

このことを念頭におきながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法を決定の上、適切に調査を進める。

町教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、調査や再発防止に当たっては、国基本方針に示されているように、特に次の二つの事項に留意しながら、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

(ア) いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合、いじめられた子どもから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

この際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とした調査実施が必要である。(たとえば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた子どもの学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど。)

調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

なお、これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、町教育委員会が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍する子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

なお、子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、子どもを最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した子どもが置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や

大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等を伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

エ その他の留意事項

法第23条第2項において、学校は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、町教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の子どもに関して、出席停止措置の活用や、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、学校全体の子どもや保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会及び学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（４）重大事態発生時の対応フロー図

このような重大事態発生時の対応を図にまとめたのが、次ページの重大事態発生時の対応フロー図である。

（５）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた子ども及びその保護者への適切な情報の提供

町教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

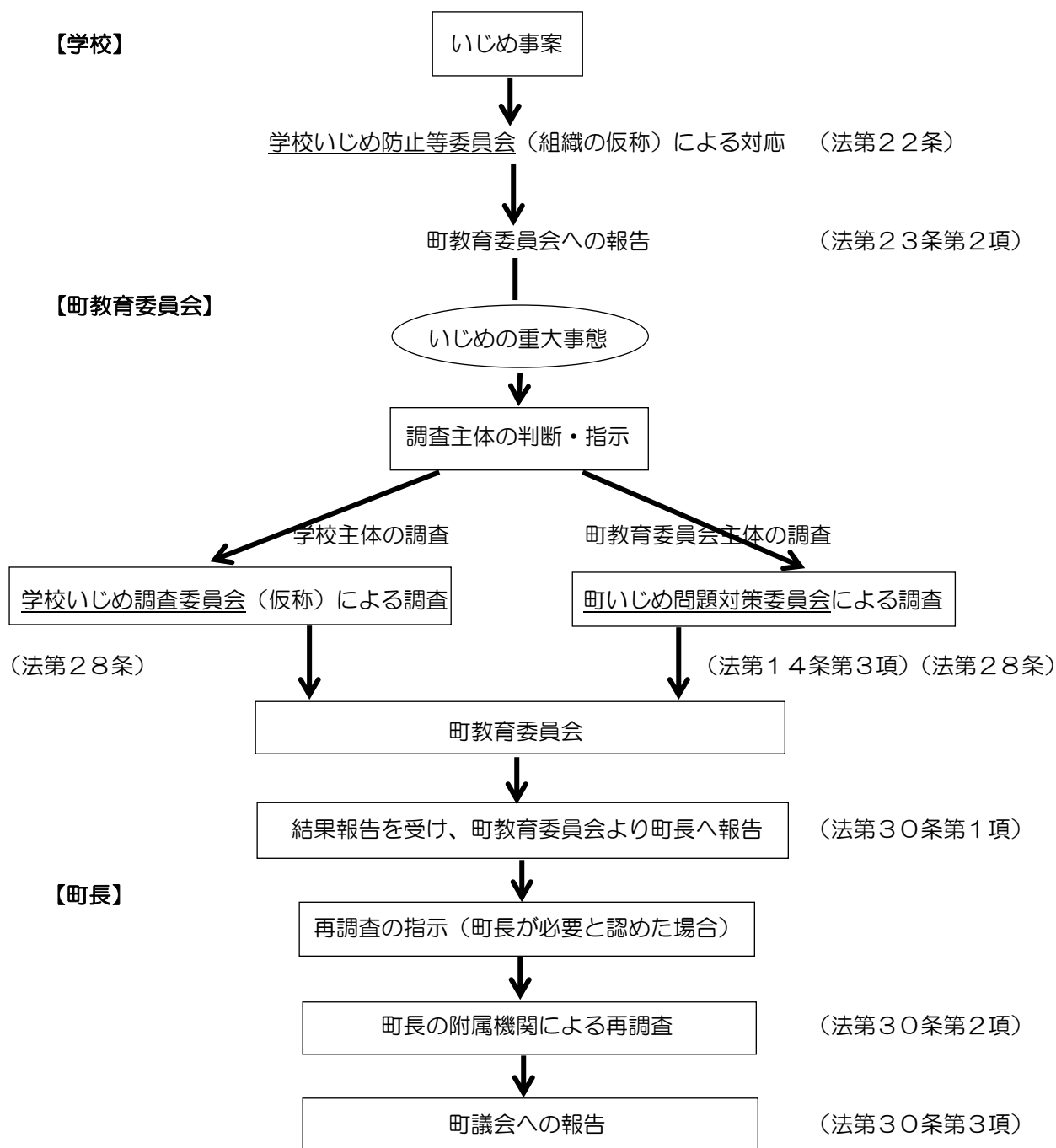
なお、これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた子ども又はその保護者に情報提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

さらに、学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、町教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より町教育委員会に報告し、町教育委員会を通じて）、町長に報告する。

図 重大事態発生時の対応フロー図



なお、町教育委員会又は学校の調査の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

4 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

法第28条第1項による調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附

属機関を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者のうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）が調査に参加するなど、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

この附属機関において、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、町長は、当該附属機関による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告する。

また、町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（平成25年10月11日、文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針第3」より）」とし、県においても、「いじめの防止等に関する県の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。」としていることから、国・県の動向を注視するとともに、本町においても、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

また、町として、設置する学校における「学校基本方針」について、策定状況を確認し、公表する。

2 県・県教育委員会との連携

学校及び町・町教育委員会だけでは解決が困難な事案に緊急に対応する必要がある場合には、県・県教育委員会に要請し、外部の専門家等からなる支援チームの派遣を受けることとする。

- （資料1）いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第10条）
- 第2章 いじめ防止基本方針等（第11条～第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条～第21条）
- 第4章 いじめの防止等に関する措置（第22条～第27条）
- 第5章 重大事態への対処（第28条～第33条）
- 第6章 雑則（第34条・第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のためのたいさくのきほんたる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用される等、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が養護されるよう配慮するものとする。

(関係機関との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるもの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、等尾がい学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定するb発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる学度応答が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、選考の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、

当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育受けられるようにするために「必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童と王の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条で準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護 y 差に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携居縁体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、新進又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報提供について必要な指導及び助言を行う。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 省略

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により第28条第1項の規定による調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 省略

第32条 省略

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 省略

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する気分的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

● (資料2) いじめ防止対策推進法関係

1 学校の設置者の解釈

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。(国基本方針26頁「4(1)③調査の趣旨及び調査主体について」)
- ・ 公立学校における「学校の設置者」は、学校を設置する地方公共団体である。また、公立学校について、法第28条の調査を行う「学校の設置者」とは、地方公共団体のいずれの部局がその事務を担当するかについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校の設置・管理を行う教育委員会である。

2 平成25年6月19日衆議院文部科学委員会、いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

3 平成25年6月20日参議院文教科学委員会、いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講ずること。
- 五 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八 いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

● (資料3) 学校教育法関係

(児童、生徒等の懲戒)

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(児童の出席停止)

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときはその保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、新進の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期

間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

●（資料4）平成22年3月 文部科学省 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

はじめに

子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。本書は子どもの自殺が起きたときの、主に数日以内の事後対応について解説したものです。

同じに見える事例であっても、対応方法が異なることもあります。書かれているとおりの型どおりの対応が、かえって遺族の心の傷を深めてしまうこともあります。「なぜそうするのか」を考え、臨機応変な対応をこころがけてください。

自殺の事後対応は学校だけでは限界があります。教育委員会の職員（複数）派遣やスクールカウンセラーなど（複数）による現地でのサポートが不可欠であり、本書はこれらを前提として解説しています。

自殺の事後対応は、学校危機への事後対応の一つであり、これに備えることは、自殺以外の学校危機への備えにつながるものです。もちろん、学校危機への対応システムには地域の実状を反映して様々な形態があり、必ずしも全国一律の方法論が有効とは限らないことは承知しております。先進的な取組をされている地域においては、本書の必要性は低いかもしれませんが、ご一読くださり、参考になる内容があれば、マニュアル改訂の際に反映してください。危機が起きてからいざ対応しようとしても、貴重な時間が瞬間に過ぎ去っていくのが現実です。マニュアルなどは日頃から目を通し、危機時どう動くか前もって話し合ってください。

平成22年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

目次

はじめに

- 1 危機対応の態勢
- 2 遺族へのかかわり
- 3 情報収集・発信
- 4 保護者への説明
- 5 心のケア
- 6 学校活動
 - 6-1 学校再開の準備
 - 6-2 クラスでの伝え方
 - 6-3 クラスでの喪の過程

簡易チェックリスト

おわりに

（ご注意）たとえば、「ケア会議を1日1回以上開く」など、本文中に具体的な数字を示している箇所（※印）があります。これらは、過去に同様の危機に対応した経験から導き出した目安です。あくまでも参考として、現場の状況に応じて臨機応変に対応してください。

1 危機対応の態勢

素早く状況を把握しながら、目の前の当面の対応をしつつ、並行して対応態勢を整えてください。

● 状況の把握

○ 何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握してください。また、学校や教育委員会の「対応経過」を時系列でメモしておいてください。なお、自殺かどうかは推測や報道内容で判断しないように注意してください。

● 当面の対応

- 現実には、状況の把握が十分できないままでも当面の対応を始めることになります。当面の対応を以下にまとめてみました。
- ・ 校内で起こった事案の場合…校内で起こった事案であれば、現場での応急処置や居合わせた子どもへの対応、外部からの問い合わせへの対応、警察との連携、報道への対応などさまざまな現場対応がまず必要となります。
 - ・ 遺族への対応…校長、担任、連絡窓口となる教職員（個別担当）の訪問を急いでください。また、事実の公表について了解を得てください。 → 2
 - ・ 記者会見…2社以上※の取材（依頼）があった場合には開くつもりで準備を始めてください。 → 3
 - ・ 保護者会…すぐに開くつもりで準備を始めてください。 → 4
 - ・ 学校再開の方針…学校再開（発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼びます）の方針が決まらなると、他の方針も決めるにくくなります。自殺の影響が学校全体に及ぶと、自殺のリスクのある子どもに連鎖（後追い）する可能性がありますので、休校は避け、学校の日常活動を段階的に早期に平常化させるのが基本です。もちろん、亡くなった子の死を悼むこととの間にバランスを慎重にとってください。遺族と接触を続け、理解と協力を得ながら行う必要があります。 → 6

● 目標

○ 対応に追われて本質を見失わないよう、何をすべきかイメージしやすい目標掲げることをお勧めします。以下は最初の数日間における初期目標の例です。

○ 初期目標の例

- ・ 遺族の気持ちに寄り添うこと
- ・ 心のケア
- ・ 学校の日常活動の回復
- ・ 自殺の連鎖（後追い）防止

● 対応態勢

○ 対応態勢について、次の3つに分けて解説します。

- ・ 適切なリーダーシップ
- ・ 必要な人員の確保
- ・ 危機時の役割分担

● 適切なリーダーシップ

○ 校長は、遺族への対応はもちろんですが、保護者会、記者会見などで自ら前面に立ち、陣頭指揮をとってください。もちろん、全て校長が直接行うことはできませんので、保護者への対応窓口、報道への対応窓口、遺族への連絡担当者などを置き、チーム

として対応してください。代理が必要となることもあります。

- 危機時に適切な判断をするには、それなりの知識と経験を必要とします。学校危機の実務経験のある教育委員会職員やスクールカウンセラーなどの助言をよく聴いた上で判断してください。

● 必要な人員の確保

- 危機時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のためのマンパワーが必要になります。最初の3日間※は、教育委員会は常時複数数の職員（実務経験のある職員を含む）を派遣し※1、助言とともに、学校では手が回らない部分をサポートしてください。想定外のことが次々に発生するのが危機ですから、多少オーバーぐらいの態勢で臨んでください。スクールカウンセラーなどの態勢については後述します。

※1 人口規模の小さな自治体では必要な人数を派遣することが難しい場合があります。また、学校危機対応に実務経験のある職員が必要となりますが、発生頻度や異動を考慮すると、人口規模の小さな自治体では実務経験職員を複数確保しておくことは難しいと考えられます。都道府県教育委員会は、市町村立学校の事案に対しても積極的に職員を派遣することが望まれます。

- 臨時に教師の補充が必要な場合には、教育委員会が速やかに対応してください。例えば、教頭や教務主任等が授業を担当しながら危機対応の中核を担うことは困難ですから、授業を代わりに行う教師が必要になります。

● 危機時の役割分担

- 危機時には校長など一部の管理職、当該担任、養護教諭等の負担が大きくなります。これら教職員の負担を軽減し、その役割に集中できるように、例えば、次頁のような担当者を置いて役割分担してみてもどうでしょうか。現実には一人で何役かをこなさなければなりませんし、校長自らがいたり、教育委員会職員が担う役割も出てきます。

- これらの役割分担は平時に決めておく必要があります。単純に校内分掌をあてるといざという時に機能しないことがあるかもしれませんので、適材適所を考慮してください。また、あらかじめ代理も決めておいてください。

- 危機時の校内役割分担の例

- ・ 保護者担当 …保護者会の開催やPTA役員との連携を担当します
- ・ 個別担当 …遺族など個別の窓口になります
- ・ 報道担当 …報道への窓口になります
- ・ 学校安全担当…校長や教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携などを担当します
- ・ 庶務担当 …事務を統括します（事務長など）
- ・ 情報担当 …情報を集約します
- ・ 総務担当 …学校再開を統括します（教務主任など）
- ・ 学年担当 …各学年を統括します（学年主任など）
- ・ ケア担当 …ケアを統括します（養護教諭、教育相談担当者）

● チーム編成と会議

- 校長、教頭、上記担当者に、スクールカウンセラーや関係する教職員を加えた「校内危機管理チーム会議」（チーム会議）を編成し、随時開くことをお勧めします。直後是对応のほうが優先しますので、すぐには集まれないかもしれませんが、職員会議とチーム会議を合わせて1日3回※を目安にしてください。教職員の食事や休憩にも留意しつつ、力が発揮できる環境を整えてください。

- チーム会議や職員会議はなかなか集まるのが難しいため、学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部」で協議し、決定することになります。

- ケアの詳細は、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を1日1回以上開き、統括してください。もちろん、重要事項は本部でも把握しておきます。

● スクールカウンセラーなどの態勢

- 自殺の事後対応にはスクールカウンセラー（臨時に配置されるカウンセラーを含む）やCRT※2など（以下「スクールカウンセラーなど」）による現地でのサポートが不可欠です。最初の3日間※は常時複数（実務経験のあるベテランを含む）のサポートが必要と考えられます。スクールカウンセラーの派遣には各都道府県臨床心理士会が協力しています。

※2 CRTはクライシス・レスポンス・チーム(crisis response team: 危機対応チーム)の略で、いくつかの県に設置されています。県精神保健福祉センターに司令部があり、教育委員会とは独立した多職種多職種の専門家チームです。活動期間は最大3日間に限定されているため、スクールカウンセラーなどによるアフターケアが必要となります。

2 遺族へのかかわり

何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと。そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めてください。

● 遺族へのかかわり

- 遺族へのコンタクトを急いでください。校長は校長として、担任は担任としての対応が必要ですが、連絡窓口となる教職員（個別担当）を別に置くことが望ましいです。

- 自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください。特に、死亡の事実を文書で保護者にお知らせする場合には、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとるようにしてください。

- 遺族が事故死として扱われればそれを尊重しますが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねませんから、「家族からは〇〇と聞いています」という表現に留めるなど工夫してください。子どもが自殺であることを知ってしまった場合は対応が難しくなります。引き続き遺族と話し合いを続けてください。

- 亡くなった子どものきょうだいへのサポートは学校の大切な役割です。きょうだい他校にいれば他校との連携が必要になります。息の長いサポートをしてください。

● 通夜、葬儀について

- 遺族の意向を確認し、その上で、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定めます。ただし、葬儀への子どもの参列についても、遺族は遠慮することがあります。要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください。

- 学校の方針に基づいて、通夜や葬儀について保護者や子どもに知らせます。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、保護者の判断で参列してもらうことになります。

● 葬儀後のかかわり

- 葬儀が終わってからも遺族へのかかわりを続けてください。亡くなった子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれませんが、その子どもを誰とも話さなくなるのほうに遺族にとってつらいことではないでしょうか。

- 遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなど日々変化する感情によって大きく揺れたりします。しっかりと受けとめてください。専門的なケアの希望が出た場合には、スクールカウンセラーなどと相談の上で、専門機関を紹介または情報提

供してください。

- 学校にある遺品については遺族と話し合ってください。もちろん、返却しますが、子どもたちとも話し合った上で、記念になる物をいくつか教室に置かせて欲しいと申し出てみるのも1つの方法です。クラスでの子どもへのかかわりは6で解説します。
- 同級生が亡くなった子どものことを大切にしてくれることは、遺族にとって意味のあることではないでしょうか。たとえば、卒業アルバムのごことで子ども達から前向きな提案があれば遺族に伝えてみてはどうでしょうか。

3 情報収集・発信

情報収集および積極的、かつ、一貫した情報発信を心がけてください。

● 情報収集と整理

- 情報発信のためには、正確な情報の把握が必要です。「自殺かどうか」については学校が判断できるものではありません。警察が公表している情報などにより事実確認をしてください。
- 教職員が「ちょっと気になるな」と思うことが本部にどんどん寄せられる必要があります。情報を収集しつつ整理し、全教職員が共通認識すべき内容はしっかりと共有することが大切です。

● 積極的な情報発信と注意すべきこと

- 憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がけてください。節目節目では記者会見などを検討してください（学校に取材があり報道されている場合）。学校に都合が悪いというだけで正確な情報を出すことをためらっていると信用を失ってしまいます。
- もちろんプライバシーへの配慮が必要ですし、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることから、これらに配慮しつつ、出せる情報は積極的に出していくという姿勢に立ってください。情報発信する場合の留意点について、参考までにWHOによるメディア関係者のための手引きから要点を解説します。
- WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言
 - ① 自殺に関する正しい知識を一般の人々に報道する。
 - ② 自殺をセンセーショナルに表現したり、正常な行為であるといった表現をしたり、あるいは問題解決のためには避けられない手段として伝えたりしない。
 - ③ 自殺の記事を目立つ位置に掲載したり、過剰に報道を繰り返したりしない。
 - ④ 自殺や自殺未遂の手段を詳細に伝えない。
 - ⑤ 自殺の場所に関して詳細な情報を伝えない。
 - ⑥ 見出しの言葉を慎重に選ぶ。
 - ⑦ 写真やビデオ映像を用いる場合は特に慎重に行う。
 - ⑧ 著名人の自殺報道には特別の注意を払う。
 - ⑨ 自殺の後に遺された人に対して十分に配慮する。
 - ⑩ 困ったときにどこに助けを求めればよいのかについて情報を提供する。
 - ⑪ ジャーナリスト自身も自殺に関する取材活動を通じて精神的な影響やショックを受ける可能性があることを認識しておく。

（Department of Mental Health and Substance Abuse, World Health Organization: Preventing Suicide: A Resource for Media Professionals. WHO, 2008.を日本語に翻訳したうえで、その要点をまとめたものである。）

- 情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、子ども、マスコミへの説明がちくはぐにならないようにしてください。①発生事実の概要、②対応経過、③今後の予定などに整理しておきます。また、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があってから説明する内容などに分けておくことも大切です。できれば、情報担当を置いて、一元化することが望ましいです。
- 自殺の事実を公表するにあたっては、あらかじめ遺族から了解をとるよう努めてください。多くの場合、遺族は自殺であることの公表を望まれませんので、遺族の意向を尊重しつつ進めてください。
- 保護者や外部からの問い合わせに対応する窓口が必要な場合があります。

● その他情報の取り扱い

- 自殺の動機や背景はすぐにはわからないものです。情報が無いからといって、早い段階で子ども同士のトラブルや教師の不適切な対応はなかったと決めつけないでください。
- 逆に、「前の日に同級生とトラブルがあった」などの断片的な情報が公表されると、そののみが原因であるかのような誤解を招きかねないことから、慎重な対応が必要です。
- 亡くなった子どもや家庭環境に関する情報についても配慮をお願いします。たとえ事実であっても亡くなった子どものマイナス面を軽率に言うべきではありません。
- インターネットや携帯メールを通じて、誤った情報が広まったり、人権の侵害が起こることがあります。そのような情報についても、日頃からよく把握している教職員をとおして収集することが重要です。

● 広報対応

- マスコミからの個別の問い合わせに対して、できれば校長とは別に教育委員会を含む職員の中から窓口（報道担当）を置くことが望ましいです。
- 取材が集中する最初の何日間かは記者会見をお勧めします。ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認してください。
- 記者会見の準備を教育委員会がサポートし、同席または司会進行するなどしてください。会見者は複数必要です。
- 本校の子ども、保護者、地域の人に話すように、誠実に対応することが大切です。
- スクールカウンセラーなどが記者会見で心のケアについて説明することがあります。ただし、実施の可否はスクールカウンセラーなどが判断します。

● 自殺の背景について

- 遺族が「どうしてわが子は自殺したのか。何があったのか」を知りたいと思うのは自然なことです。
- 学校にとっても背景を理解することは重要です。教職員からの聴き取りや、一部の子どもからの聴き取りなど、すぐにできることは始めてください。
- 校長が「たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実は事実として向き合っていこう」という姿勢を示すことが重要です。教育委員会についてもこれは同じです。
- 遺族には必要に応じて別途説明を心がけてください。

4 保護者への説明

3と重複しますが、保護者への説明について解説します。

● 保護者への情報提供

- 保護者に正確な情報を伝えることで、憶測に基づく噂が広がることを防ぎます。また、学校と保護者との協力関係を維持してください。
- 当初は保護者向け文書を発行し、今回の事実や学校の対応、今後の予定、また、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などを適宜お知らせします。
- P T Aとの関係ですが、日頃からの信頼関係に基づき、保護者の代表としての立場から言うべきことは言ってもらい、その上で、協力できるところは協力してもらうことが重要です。

● 保護者会

- 保護者会（全校か当該学年だけか）を開くつもりで早めに準備してください。ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認してください。
- スクールカウンセラーなどの協力が得られる場合、保護者会でスクールカウンセラーなどから心のケアについて20分※ぐらいの講話（心理教育）をお願いします。こういった場合に使うリーフレットが公開されていますので活用してください。状況に応じてスクールカウンセラーなどが修正する場合があります。
- 保護者の不安に対応できるように、保護者会終了後は教師やスクールカウンセラーなどは出口に待機しておきます。

5 心のケア

発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼びます。「5 心のケア」と「6 学校活動」（ホームルームや授業、部活動など）が並行して行われることになります。

● ケア会議

- 養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任などによる「ケア会議」を1日1回以上※開き、ケア全体を統括します。必要に応じて、関係する担任や部活動顧問、管理職等も加わります。重要事項は本部も概要を把握しておく必要があります。
- ケア会議では、配慮が必要と考えられる子どもを中心に全体の把握に努めてください。
- 養護教諭や教育相談担当者は、まずは日頃から目を留めている子どもへの影響に注意を払ってください。その上で、一人ひとりへのかかわりだけでなく、影響を受けるかもしれない子どもたち全体を広く把握することに力点を置き、教師同士やスクールカウンセラーなどとの調整を図ります。

● 評価

- 最初にしなければならぬのが配慮が必要なケースのリストアップです。以下の表を参考にリストアップし、特に気になるケースについては訪問を含む当面の対応を協議してください。もちろん、一人ひとりの状態を完全に把握することはできないので、後からわかることもあります。

① 一般的な反応（心と体に起こること）

- 自殺に限らず、身近に衝撃的な出来事が起こった時には、子どもの心と体に次のような反応がしばしば現れます。
 - ・ 自分を責める：「私があの時一言声をかえていれば防げたのでは」
 - ・ 他人を責める：「〇〇君の態度が追いつめたに違いない。ゆるせない」
 - ・ 死への恐怖感：「自分もいつか自殺してしまうのではないか」
 - ・ 集中できない。ひとりぼっちで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ちこむ。
 - ・ ひとりであることを怖がる。子どもっぽくなる。
 - ・ まるで何もなかったかのように元気にふるまう。反抗的な態度をとる。
 - ・ 食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢、便秘、身体のだるさ

② 反応の有無にかかわらず配慮が必要な子ども

- 受け持ちの子どもや日頃から目に留めている子どもについて、①で解説した反応や変化を観察するとともに、以下の情報を集め、配慮が必要な子どもをリストアップしてください。
 - a 自殺した子どもと関係の深い人（喪失と関係性）
 - 親友、ガール（ボーイ）フレンド、同級生、同じ部活動をしているなどの関係を把握します。「自分のせいではないか」、「あの時こうしていたら防げたのでは」などと自責感を持ちやすいからです。担任教師もそのひとりです。
 - 特に直前に接触した人は「あの時私がああ言ったからではないか」と考える傾向があります。子ども同士のトラブルがなかったかどうかにも注意を向けてください。
 - b 元マリスクのある人（以前からの課題）
 - これまでに自殺未遂に及んだり自殺をほのめかしたことがある子どもには細心の注意を向ける必要があります。
 - その他、元々精神保健上の課題を持つ子どもは、潜在的なリスクがあると考えて、早めに目配りする必要があります。
 - c 現場を目撃した人（トラウマ）
 - 現場を目撃した人、特に遺体に直接対応した人は、その時見た映像や、湧き起こった強い感情などが、その後も突然よみがえり、あたかもその場にいるような体験が繰り返されてしまうフラッシュバックに悩まされることがありますので、該当者を把握しましょう。
 - d ストレスに曝されている人（現実のストレス）
 - これはどちらかというと教職員になりますが、終日の対応で強いストレスに曝されます。
- 子どもの心と体の健康状態についてアンケートを行うことがありますが、時期、実施主体、記載場所、ケア態勢などを詰める必要があります。実施の判断を含めて必ずスクールカウンセラーなどの助言を受けてください。

● 気になるケースへのアプローチ

- スクールカウンセラーなどと協議し、気になるケースには必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡を行ってください。
- ショックや自責感の強い子どもは、スクールカウンセラーなどにつないでください。もちろん、本格的な治療が必要な場合は医療機関を受診してもらう必要があります。また、身体の症状（食欲不振、腹痛や下痢、不眠、体がだるいなど）を訴える子どもも受診を勧めてください。

● 教職員へのサポート

- 子どもや保護者だけではなく教職員もサポートを必要としています。子どもの自殺は、教職員にとっても耐え難い出来事です。
- 担任教師は、子どもの前に立つ前に、自分の今の気持ちを率直に言葉にしてみてください。教師が先にカウンセリングを受けてみてはどうでしょうか。管理職を通さず、スクールカウンセラーなどに自由に相談できることを保証してください。
- 教職員自身が最近身内の死を経験していたり、十分癒されていないトラウマがあるなど、精神保健上の課題を抱えている場合には、負担が過重とならないような配慮が必要になります。
- 職員会議を利用して、スクールカウンセラーなどから急性ストレス反応とその対応、教職員のメンタルヘルスについて30分

※ぐらゐの講義（心理教育）を早めに受けてください。

- スクールカウンセラーなどが教職員のグループワークを実施することがあります。早い段階で自分自身の体験を言葉にして表現し、仲間同士でわかちあうことは心身の回復につながるといわれています。

● 相談態勢

- 配慮の必要なケースへの当面の対応を優先しつつも、広く希望者の相談が受けられる態勢を用意する必要があります。
- 保護者や子どもからの電話での相談にも対応が必要です。本部で検討します。
- スクールカウンセラーなどが希望者のカウンセリングを受け付ける場合、カウンセリングを受けることは恥ずかしいことではなく、話すことで随分と気持ちが楽になることを子どもに伝えてください。また、カウンセリングを受けることが他の子どもにわからないように配慮してください。教師が先にカウンセリングを受けると、子どもに勧めやすくなるかもしれません。
- 教師はそれぞれの立場で個別の関わりを続けてください。ケア会議などを利用して、子どもたちの状況を把握し、また、スクールカウンセラーなどのアドバイスを受けてください。

● 教職員の健康管理

- 「ほとんど眠れない」が3日※以上続く場合は、医療機関を受診してください。医療が必要な教職員の受診を手助けしてください。
- 教職員同士でもよく話し、支え合ってください。教職員が10人以内で集まり、率直に体験を分かち合う場を持ってはどうでしょうか。

6 学校活動

発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼びます。「5 心のケア」と「6 学校活動」（ホームルームや授業、部活動など）が並行して行われることとなります。

6-1 学校再開の準備

● 子どもに事実を伝える準備

- 学校再開に向けて、子どもへの事実の伝え方について綿密に準備する必要があります。クラスによって伝える内容が大きく変わらぬように、まず伝える内容の基本形を定めた上で、そのクラスに即した伝え方を用意してください。伝える内容は同じでも、当該クラス、当該部活動、当該学年、他の学年で伝え方は違ってきます。遺族が自殺の事実を伝えないで欲しいとの希望の場合は、伝え方に工夫が必要です。 →2

● 校長から伝える際の注意

- 全校集会で校長自ら伝えるということがしばしば行われますが、学校再開日に大きな集会を開くとパニックが伝染する危険性があります。全校集会を開くのであれば、集会は短く終えて、すぐに各クラスで対応してください。
- あるいは、集会をせずに放送を使うという方法もあります。当該クラスには校長が出向いて直接語るという方法もあります。
- 校長のメッセージは短くし、教訓的な内容や「命を大切に」というようなありきたりの表現を避けてください。要点を箇条書きにし、主要教職員や教育委員会職員、スクールカウンセラーなどにチェックしてもらってください。できれば、原稿を担任等に前もって渡してください。
- 校長は感情を込めすぎないようにしてください。感情を表現するのはクラスで行います。

● その他学校再開の準備

- 子どもたちの反応に対処できるように、心配なクラスや保健室には補助の教師とスクールカウンセラーなどを配置してください。
- 保健室には日頃の利用者以外に多くの子どもの来室が想定されますので、特に学校再開日には別室を用意し、応援の教師やスクールカウンセラーなどが対応できるようにしておきます。飲み物（興奮作用のあるカフェインの入った飲み物は避けてください）、飴（前日 knowing 食事を取っていない子どもがいる場合があります）、ティッシュペーパー、毛布などを用意します。
- ト라우マ（深い心の傷）の予防と連鎖（後追い）自殺のリスクを下げるために、校内で起こった事案であれば、現場を見せないための対策が必要になる場合もあります。必要に応じて現場を遮蔽し、関係者以外校内立入禁止などの表示をしてください。
- 登下校の見守りなど子どもが少しでも安心感を得られるよう準備しましょう。

6-2 クラスでの伝え方

クラスで子どもに向き合うにあたり、スクールカウンセラーなどの助言を受け、教師同士で十分打ち合わせをしてください。

● 事実を伝える（知）

- 伝える内容の基本形に基づき、そのクラスに即した伝え方をします。校長から伝えるのが先か後かでクラスでの伝え方が少し変わりますが、校長からはごく簡単にしか伝えられない点に注意してください。驚きのあまり頭に入っていない子どもがいても不思議ではありません。
- 自殺の手段を質問されたら、そのまま答えるのでも、拒絶するのでもなく、質問した子どもの気持ちを十分受け止めるようなやりとりをすることが大切です。
- 自殺はたった1つの原因で起こることはまれで、しばしば多くの要因が複雑にからみあっていることや、「本人が望んだ死なのだからそれでよい」のではなく、自殺は様々な要因から「追い込まれた末の行動」であることを理解しておく必要があります。
- 自殺を美化してはいけませんが、自殺した人を非難してもいけません。

● 感情を表現する（情）

- 事実を伝える中で、子どもたちから様々な感情が出てきます。感情をうまく表現することは大切ですが、抑えている感情を無理矢理表すように強いるのは危険です。複雑な気持ちを自然に表現できるようにしてあげるとともに、黙っていることも悲しみ一つの表現として認めてください。同じ経験をした他の子どもの話を聞いているだけでもよいのだと伝えてあげることも必要です。
- 教師が自分の気持ちを否認すると、子どもも自分の気持ちを抑えてしまいます。悲しい時には泣いてもよいことを伝えてください。泣き続ける場合は、途中で休憩を入れてください。あらかじめティッシュペーパーを用意しておいてください。
- 自責感や怒りなどの強い感情はクラスで扱うことには無理がありますので、反応の強い子どもには別の機会に個別に関わってください。また、スクールカウンセラーなどにつないでください。

● これからどうするかを話す（意）

- 事実を伝え、少し感情を表現したところで、徐々にこれからのことも話します。
- まず、自分がとてもつらくなった時に誰に相談するのかを話し合ってみます。友達、家族、教師の他に、カウンセリングや相談先のことを教えてあげてください。
- また、自分が知っていることや気になることがあれば、それを信頼できる大人に伝えることも一つの方法だと伝えてみます。

○ 次に、とてもつらい気持ちの友達がいたら、どんな配慮ができるかを尋ねてみるなどしてください。

6-3 クラスでの喪の過程

当該クラスを想定して解説します。6-3の流れは遺族の理解と協力が不可欠ですから、その都度丁寧に説明し、理解と協力が得られるよう努めてください。 →2

● 通夜、葬儀へのかかわり

- これからどうするかを話す中で、「亡くなった友だちのため」、「遺族のため」に何ができるだろうかに話しを向け、葬儀へのかかわりの準備を始めてください。
- 亡くなった人をみんなで伊丹、悲しみを表現する場として葬儀はとても大切です。ただし、葬儀への参列を強制してはいけません。「出るととても辛くなるかもしれない時は、出ないことも決して恥ずかしいことではない」と伝えてください。そして、参列しなかったことで非難を受けることが無いように、教師がついて、出棺の時間に合わせて黙祷するなど参加の方法を考えてください。
- 葬儀のマナーについて教えてあげてください。
- ショックを受けた子どもがつらい気持ちを打ち消すために、はしゃいでしまうなどの場違いな行動に出ることがあることについても知っておいてください。

● 葬儀後

- 写真や作品、花や机については、遺族の心情に配慮することはもちろんですが、子どもたちと話し合っ、つらく感じている友だちにも配慮しながら、対応してください。
- 卒業までのプロセスが重要です。子どもたちには「亡くなった友達のことを忘れずに一緒に卒業したい」という気持ちもありますが、「悲しいことは思い出したくない」という気持ちもあります。つらい気持ちのクラスメートに配慮しつつ、一緒に卒業する雰囲気を作ってください。

【簡易チェックリスト】

注) 発生日以内のチェックリストですが、全て網羅しているわけではありません。また、全ての項目が必要ではありませんし、全て実施できるわけではありません。*印はスクールカウンセラーなどが実施する項目です。

	1 危機対応の態勢	2 遺族へのかかわり	3 情報発信等
当面の対応	<input type="checkbox"/> 記録開始（事実確認と対応経過） <input type="checkbox"/> 教育委員会職員到着 <input type="checkbox"/> 役割分担の確認 <input type="checkbox"/> チーム会議または職員会議開始	<input type="checkbox"/> 最初のコンタクト <input type="checkbox"/> 校長 □担任 <input type="checkbox"/> 担当 □教育委員会 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 事実の公表について 遺族の意向確認	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 <input type="checkbox"/> 公表できる内容を整理 <input type="checkbox"/> 報道対応窓口 <input type="checkbox"/> 記者会見実施の判断 <input type="checkbox"/> 問い合わせへの対応態勢 <input type="checkbox"/> 記者会見時説明等準備 <input type="checkbox"/> 関係者から聞き取り開始 <input type="checkbox"/> 遺族への別途説明
その後の対応	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど到着 <input type="checkbox"/> 目標設定 <input type="checkbox"/> 代替教師確保の計画	<input type="checkbox"/> きょうだいへのサポート開始 <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認 <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ <input type="checkbox"/> 葬儀後の訪問 <input type="checkbox"/> 遺品について相談	<input type="checkbox"/> 教職員への聞き取り <input type="checkbox"/> インターネット等チェック
	4 保護者への説明	5 心のケア	6 学校活動
当面の対応	<input type="checkbox"/> PTA 役員との協議開始 <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 <input type="checkbox"/> 保護者会実施の判断	<input type="checkbox"/> ケア会議開始 <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリスタアップ <input type="checkbox"/> 気になるケースへのアプローチ	<input type="checkbox"/> 現場の遮蔽（校内で発生した場合） <input type="checkbox"/> 学校再開日の方針
その後の対応	<input type="checkbox"/> 保護者会のお知らせ <input type="checkbox"/> 校長談話（保護者会）用意 <input type="checkbox"/> 心理教育資料（保護者会）用意* <input type="checkbox"/> 学校からのお知らせ文書	<input type="checkbox"/> 教職員の相談開始 <input type="checkbox"/> 心理教育（教職員） <input type="checkbox"/> 学校再開日の相談態勢 <input type="checkbox"/> 継続的相談態勢 <input type="checkbox"/> しばらく毎日ケア会議	<input type="checkbox"/> 子どもへの事実の伝え方の基本形 <input type="checkbox"/> 校長メッセージ用意 <input type="checkbox"/> 各クラスの伝え方の打ち合わせ <input type="checkbox"/> 葬儀マナー指導内容 <input type="checkbox"/> 当該クラス、保健室等のサポート態勢 <input type="checkbox"/> 保健室に飲み物、飴、ティッシュ、毛布 <input type="checkbox"/> 各クラスにティッシュペーパー用意 <input type="checkbox"/> 登校見守り態勢

おわりに

一人の子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。まずは遺族へ誠実にかかわり、影響を受ける子どもたちをケアし、教職員同士が支え合っって対応してください。自殺の動機や背景はすぐにはわかりませんが、学校にとって不都合であっても事実には真摯に向き合うという姿勢が重要です。また、危機管理の向上や自殺予防など、今後活かす取組を是非お願いします。なお、本書は現場の実践で積み上げられた知見をもとに児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議がまとめたものです。今後新たな知見が加われば、改訂時に反映する予定です。